

## 商業用レコードの二次使用料、私的録音録画補償金に関する分配規定

平成15年 9月17日制定

平成21年 6月24日改正

令和 6年 4月 1日改正

特定非営利活動法人インディペンデント・レコード協会

特定非営利活動法人インディペンデント・レコード協会（以下、当協会という）は、著作権法に基づく権利行使を行い、文化庁長官が指定する団体（以下、指定管理団体という）より受領した二次使用料及び補償金などの金員（以下、分配金という）について、この規定に従って再分配を行う。

### 第1条（再分配の対象者）

1. 二次使用料及び私的録音録画補償金の請求権、又はその受益権を有し、係る権利に関する一切の権限を当協会に委任したもの（以下、委任者という）を分配の対象者とする。
2. 委任者は、当協会に対し、当協会に権利行使を委任する対象となるすべてのレコードについて、本条1項に規定される当該権利を有することを保証する。
3. 当協会は、委任者から提出された第3条3項の資料に関して、必要に応じて詳細の説明や資料の提出を求めることができる。

### 第2条（再分配対象額）

1. 指定管理団体から当協会が受領した分配金から、以下の金額を控除した金額を再分配対象額とする。

正会員委任者 管理手数料 10%

非会員委任者 管理手数料 15%

### 第3条（再分配時期）

1. 当協会は指定管理団体から収受した分配金を、収受した日から60日以内に委任者に再分配を行う。ただし、再分配金額が5,000円に満たない場合は、次期に合算して委任者に支払う。
2. 当協会は本条第1項に従って再分配ができない場合は、理事会の承認を得て、別に再分配期を定めることができる。
3. 委任者は、当協会所定の用紙に係る権利行使の対象となるレコードの正味出荷金額、必要事項を記入したもの（以下、これを再分配額算出資料という）を、当協会が別途定める提出期限までに当協会に提出するものとする。
4. 再分配金の支払いは、委任者が指定する銀行口座への振り込みによって行うものとし、手数料は委任者の負担とする。

#### 第4条（実施規定）

1. この規定に定めるもののほか、この規定を実施するために必要な事項は、理事会で定める。

#### 第5条（免責）

1. 下記の事由により委任者への再分配の履行が不可能な場合は、免責について次のように定める。

##### ①事由

委任者の倒産、破産、死亡、その他の事由により振り込みによる分配が不可能である場合

##### ②期間

分配日より満2年とする。

##### ③免責

再分配金は協会に帰する。

#### 第6条（委任の解除）

当協会は、委任者が次の各号に掲げる事由があるときは、委任を解除することができる。この場合、当協会に損害が生じたときは、その損害を委任者に請求することができる。

①第1条に定める当該権利の保証義務に反したとき

②委任状および提出資料の記載内容に虚偽があったとき

③当協会の運営に重大な支障を及ぼす行為をしたとき